

# ＜特別養護老人ホームこうめの里利用料金＞

(令和6年8月1日から)

## 【参考】 ひと月の利用料の目安 (1ヶ月=31日とした場合)

- ・負担額等は、あくまで目安であり、1ヶ月分を合計した場合、端数処理の関係で若干の差異が生じます。
- ・第1～3段階については、減免制度の認定を受けた方が対象です。
- ・第4段階は、課税所得の金額によって、高額サービス費の上限が異なります。
- ・加算の算定状況により下記の金額と異なる場合があります。

	介護度	ひと月の合計単位	介護職員等処遇改善加算単位数	介護報酬額1単位 10.14円	利用者負担額	食費	居住費	嗜好品代	1ヶ月負担額
第1段階	1	24,876	3,483	287,560円	28,756円	(1日300円)	(1日880円)	(1日150円)	69,986円
	2	27,077	3,791	313,001円	31,301円	9,300円	27,280円	4,650円	72,531円
	3	29,402	4,116	339,872円	33,988円				75,218円
	4	31,665	4,433	366,033円	36,604円				77,834円
	5	33,835	4,737	391,120円	39,112円				80,342円
第2段階	1	24,876	3,483	287,560円	28,756円				(1日390円)
	2	27,077	3,791	313,001円	31,301円	12,090円	27,280円	4,650円	75,321円
	3	29,402	4,116	339,872円	33,988円				78,008円
	4	31,665	4,433	366,033円	36,604円				80,624円
	5	33,835	4,737	391,120円	39,112円				83,132円
第3段階①	1	24,876	3,483	287,560円	28,756円				(1日650円)
	2	27,077	3,791	313,001円	31,301円	20,150円	42,470円	4,650円	98,571円
	3	29,402	4,116	339,872円	33,988円				101,258円
	4	31,665	4,433	366,033円	36,604円				103,874円
	5	33,835	4,737	391,120円	39,112円				106,382円
第3段階②	1	24,876	3,483	287,560円	28,756円				(1日1,360円)
	2	27,077	3,791	313,001円	31,301円	42,160円	42,470円	4,650円	120,581円
	3	29,402	4,116	339,872円	33,988円				123,268円
	4	31,665	4,433	366,033円	36,604円				125,884円
	5	33,835	4,737	391,120円	39,112円				128,392円
第1割段階負担	1	24,876	3,483	287,560円	28,756円				(1日1,500円)
	2	27,077	3,791	313,001円	31,301円	46,500円	64,046円	4,650円	146,497円
	3	29,402	4,116	339,872円	33,988円				149,184円
	4	31,665	4,433	366,033円	36,604円				151,800円
	5	33,835	4,737	391,120円	39,112円				154,308円
第2割段階負担	1	24,876	3,483	287,560円	57,512円				(1日1,500円)
	2	27,077	3,791	313,001円	62,601円	46,500円	64,046円	4,650円	177,797円
	3	29,402	4,116	339,872円	67,975円				183,171円
	4	31,665	4,433	366,033円	73,207円				188,403円
	5	33,835	4,737	391,120円	78,224円				193,420円
第3割段階負担	1	24,876	3,483	287,560円	86,268円				(1日1,500円)
	2	27,077	3,791	313,001円	93,901円	46,500円	64,046円	4,650円	209,097円
	3	29,402	4,116	339,872円	101,962円				217,158円
	4	31,665	4,433	366,033円	109,810円				225,006円
	5	33,835	4,737	391,120円	117,336円				232,532円

## ◆サービス費の減免制度（高額介護サービス費の支給）

- ・市町村民税非課税など要件を満たす場合、介護保険サービス費の利用者負担が定められた上限を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。上限額は要件や所得によって決められます。
- ・サービス費の上限を超えた場合に、高額介護サービス費が助成されます。高額介護サービス費の支給方法については、償還払いとなります。（料金を一旦全額支払った後、申請することにより市町村から還付助成される）

利用者負担段階	対 象 者		負担上限額 (月額)
第1段階	生活保護を受けている方など		15,000円（世帯）
第2段階	世帯全員が市民税非課税 (市民税非課税世帯)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
第3段階		第1段階、第2段階以外の方	24,600円 (世帯)
第4段階	市民税課税者がいる世帯 (市民税課税世帯)	年収約770万円未満	44,400円 (世帯)
第5段階		年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円 (世帯)
第6段階		年収約1,160万円以上	140,100円 (世帯)